

社労士法人 大竹事務所 通信

平成 29 年 12 月
(Vol. 134)

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301
電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795
e-mail：bur i@ares.eonet.ne.jp
URL：http://www.e-jinji.jp/
http://osaka-otake.com/

2018 年度税制改正でサラリーマン 年金受給者の控除見直し検討へ

◆税制改正大綱策定に向け議論スタート

自民党税制調査会は 11 月 7 日に幹部会合を開き、22 日頃から本格的な議論を始め、12 月 14 日に税制改正大綱をまとめるスケジュールを確認しました。

昨年来テーマとして挙げられている所得税の抜本改革に向けて、高所得の会社員や年金受給者に対する所得税を増税し、低所得の若者やフリーランスの人たちの税負担との公平性などを図る案などが出ています。

◆「基礎控除」を所得の多寡に応じて調整？

現在の「基礎控除」は、収入の額や扶養家族の人数等に関わりなく、一律 38 万円が収入から差し引かれて所得税額が計算されます。

控除額を上積みする一方、高所得者の控除額を段階的に減らす仕組みを導入する案などが上がっています。

◆会社員向け「給与所得控除」縮小で自営業者との不公平感解消？

「給与所得控除」は、会社員の収入の一部を経費とみなし、収入の額に応じて一定額を差し引いて所属税額を計算する仕組みです。現行の「年収 1,000 万円超で 220 万円」について、「年収 800 万円超で 200 万円」を上限とする案があります。

また、自営業者やフリーランスで働く人々には恩恵が及ばない制度であるため、働き方によって税負担に差が出ないように見直すべきとの意見もあります。

◆給与と年金両方もらっている人は「公的年金等控除」が使えなくなる？

「平成 28 年版高齢社会白書」によれば、60～64 歳男性で就業している人の割合は 77.1%で、13 年連続で増加し過去最多となっています。

つまり、年金を受給しながら働く人も増えています

が、これらの人は給与所得控除と、公的年金や企業年金に対する控除である「公的年金等控除」の、二重の適用が受けられます。

そのため、1,000 万円超の年金収入がある人の控除額を頭打ちにしたり、高額な報酬を得ている年金受給者が両方控除を受けられる仕組みを改めたりする案が挙がっています。

中小企業の 7 割近くが「賃上げ」を実施、 その理由とは？

◆企業規模別の調査

10 月下旬に、経済産業省より平成 29 年「企業の賃上げ動向等に関するフォローアップ調査」の結果が発表されました。

この調査は「大企業調査」と「中小企業調査」にわかれており、前者は東証一部上場企業 2,001 社に調査票を送り 364 社が回答（回答率 18.2%）、後者は中小企業・小規模事業者 30,000 社に調査票を送り 8,310 社が回答（回答率 27.7%）しています。

◆中小企業が積極的に賃上げを実施

平成 29 年度に常用労働者の賃上げを実施した大企業は 89.7%（前年度 90.1%）、正社員の賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者は 66.1%（前年度 59.0%）となりました。前年度と比較すると、中小企業が積極的に賃上げを行っている傾向がうかがえます。

◆中小企業が賃上げを実施する理由は？

中小企業・小規模事業者が賃上げを実施した理由について、ベスト 5 は以下の通りとなっています。

- (1) 人材の採用・従業員の引き留めの必要性 (49.2%)
- (2) 業績回復・向上 (34.3%)
- (3) 他社の賃金動向 (21.6%)
- (4) 最低賃金引上げのため (11.4%)
- (5) 業績連動型賃金制度のルールに従った (15.3%)

◆賃金規定、人手不足に関する状況

中小企業・小規模事業者において、賃金表等を含む賃金規定を「持っている」と回答した割合は61.0%でした。また、「人手不足・人材不足」を感じていると回答した割合は66.4%、採用活動の方法については「ハローワーク」が最多（78.7%）となっています。

日本年金機構が遺族年金 18 億円を過払い！

◆会計検査院の調査で明らかに

国民年金や厚生年金の加入者が亡くなった時に遺族が受け取る「遺族年金」について、会計検査院が調べたところ、受給資格を失っていた約1,000人に対し、日本年金機構が約18億円を過払いしていたことがわかりました。会計検査院は、日本年金機構に返還手続をとらせるよう厚生労働省に求める方針ですが、約8億円分は返還を請求できる権利の時効（5年）が成立しており、返還は見込めないようです。

◆受給資格は？

遺族年金には、国民年金に加入していた人が亡くなった場合などに受け取れる「遺族基礎年金」と、厚生年金保険に加入していた人が亡くなった場合などに受け取れる「遺族厚生年金」があります。支給対象者は前者が「子どもがいる配偶者」か「子ども」、後者は「妻」「子どもと孫」「55歳以上の夫・父母・祖父母」です。

夫を亡くした妻が再婚するなどして遺族年金の受給資格を失った場合には、年金事務所に届け出る必要があります。

◆一部の資格喪失者に喪失後も支払い

今回、2014～2016年度に資格を失ったと届け出た約2,700人について調べたところ、届出期限を過ぎていた約950人に約17億円が過大に支払われていました。

また、受給者7,000人のサンプル調査の結果、受給資格を失っていたことを届け出していない人が二十数人いて、約1億6,000万円が過大に支払われていました。

中には、資格を失った人に50年以上も支給していたケースもあったそうです。

◆時効未成立分は受給者に返還請求

年金事務所は、失権届の記載内容を住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）や戸籍と照合しておらず、

受給資格の喪失時期の確認を怠っていました。会計検査院は、日本年金機構に時効が成立していない分の返還手続を取らせるとともに、受給資格の確認を徹底するよう、厚生労働省に求める方針です。

同省は「今後は適切に処理するよう年金機構に指示している」としていますが、すでに支払ってしまった分の回収は困難なものになりそうです。

“より長く働くことができる” 中小企業が増加中

◆高齢者の雇用状況は？

厚生労働省から、平成29年「高齢者の雇用状況」（6月1日現在）が公表されました。これは企業に求められている毎年6月1日現在の高齢者の雇用状況の報告を基に、「高齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計したものです。なお、雇用確保措置を実施していない企業に対しては、都道府県労働局・ハローワークは重点的な個別指導を実施することです。

今回の集計では、従業員31人以上の企業15万6,113社の状況がまとめられています。この結果から中小企業（従業員31～300人規模）の状況を見てみましょう。

◆「定年制の廃止」および「65歳以上定年企業」

定年制の廃止企業は4,064社（前年比変動なし）、割合は2.6%（同0.1ポイント減）となり、定年を65歳以上としている企業は2万6,592社（同2,115社増）、割合は17.0%（同1.0ポイント増）となりました。

このうち、定年制を廃止した中小企業は3,983社（同1社増加）、2.8%（同0.1ポイント減）でした。また、65歳以上定年としている中小企業は2万5,155社（同1,968社増）、18.0%（同1.1ポイント増）でした。

◆「希望者全員 66歳以上の継続雇用制度導入」、「70歳以上まで継続雇用制度導入」の状況

希望者全員が66歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は、8,895社（同1,451社増）、割合は5.7%（同0.8ポイント増）となり、このうち中小企業は8,540社（同1,393社増）、6.1%（同0.9ポイント増）という状況です。

70歳以上まで働ける企業は、3万5,276社（同2,798社増）、割合は22.6%（同1.4ポイント増）となり、

このうち中小企業は3万2,779社（同2,504社増）、23.4%（同1.3ポイント増）でした。

◆労働人口減への対策

以上のように、2025年までに700万人が減ると言われている日本の人口問題を抱え、人手の確保のため、定年制の廃止やさらなる定年延長を行う中小企業は着実に増加しているようです。継続雇用制度に伴う規程類は定期的に見直しておきましょう。

また、再雇用に伴う賃金や職種変更を行う場合は、より慎重な検討が必要です。

改めて確認しておきたい「御歳暮」のビジネスマナー

◆年の瀬のご挨拶、準備は万端ですか？

年の瀬が迫ってきました。1年間の感謝の気持ちを込めて、御歳暮を贈る準備を始める時期です。今一度失礼のないよう、マナーについて確認しておきましょう。

◆年に一度だけ贈るなら御歳暮を贈る

取引先へ御中元を贈っていることが多いものですが、御中元は、「御歳暮だけでは足りないから」ということで贈るものですので、御中元を贈った先には御歳暮も贈るのがマナーです。年に一度だけ贈るのであれば、御中元ではなく御歳暮を贈るようにしましょう。

◆一度限りで贈るなら、「御礼」「御挨拶」として贈る

御歳暮は、継続的なお付き合いをする相手に対し、「これからもずっとお世話になります」という意味で贈るものでもあります。今後も贈り続けるつもりがない相手には、「御礼」「御挨拶」として贈ってください。

◆御歳暮は喪中に贈っても構わない

御歳暮は「日頃の感謝の気持ち」を伝えるものですので、贈り手・受け手のいずれが喪中であっても、御歳暮を贈ることに問題はありません。

ただし、ご不幸からあまり時間が経っていない場合は、少し時期をずらしてあえて「寒中御見舞い」「寒中御伺い」とし、無地の掛紙で贈るという方法もあります。この場合は、1月上旬から2月4日（立春）までの間に贈ります。

12月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者（所轄税務署）]
- 給与と所得者の保険料控除申告書兼給与と所得者の配偶者特別控除申告書の提出
[給与の支払者（所轄税務署）]

編集後記

いよいよ2017年も終わりに近づいてきました。気ばかりが焦ってしまっていますが、何とか無事に仕事納めを迎えられるように頑張っています。

少し早いですが、本年も大変お世話になりました。どうぞよいお年をお迎えください。

今月も最後までお読みくださり、ありがとうございました。（R.0）